

事務連絡  
令和5年1月19日

各都道府県私立学校主管部課  
各都道府県専修学校主管課  
御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
高等教育局私学部私学助成課

令和4年度学校保健特別対策事業費補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）に係る事業計画等の提出について

各学校及び設置者におかれては、今般の新型コロナウイルス感染症流行に係る対策に多大なる御尽力を頂いており、感謝申し上げます。

さて、令和4年度第2次補正予算に計上された「感染症流行下における学校教育活動体制整備事業」について、交付要綱の改正案及び実施要領案を別添のとおり送付しますので、本事業内容について御確認ください。

ついては、所轄の私立高等学校等及び専修学校（高等課程）に対して周知いただくとともに、別紙に基づき、事業計画書を取りまとめのうえ、令和5年2月6日（月）15時までに文部科学省まで御提出くださいますようお願いいたします。

また、今回新たに措置される本事業の交付に当たっては、既に交付決定を受けている感染症対策等支援事業における未執行額がある場合、そちらを全額活用いただくとともに、既に購入した消毒液等の保健衛生用品等をお使いいただいた上で本事業の申請をいただく事を前提としておりますので、その点について御留意いただき、それぞれ積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

本事業における学校の感染症対策を講じるために追加的に必要となる保健衛生用品等の整備等に係る経費の支援については、学校において児童生徒及び教職員等に感染者や濃厚接触者が発生した際に御活用いただくこととしていますが、今回の事業計画書の提出に当たっては、年度内の感染者等の発生を事前に見込んで、対応に要する経費を計上いただいで構いません。

なお、今年度の交付決定額が補助上限額に満たない場合は、来年度に追加募集を行う予定ですが、その取り扱いは、関係省庁との調整が整い次第、別途連絡します。

本件担当

○私立高等学校等について

高等教育局私学部私学助成課総括係  
TEL:03-5253-4111（内線2579）

○専修学校について

総合教育政策局生涯学習推進課  
専修学校教育振興室専修学校第二係  
TEL:03-5253-4111（内線3468）

(別紙)

令和4年度学校保健特別対策事業費補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）事業申請書の提出について

### 1. 補助対象学校種

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（高等課程）

### 2. 提出物

- ・事業計画書（別添1（様式1－8））＜学校法人において作成＞  
※各学校のシートを一つのexcelファイルにまとめて提出ください。
- ・【別紙1】経費内訳書＜学校法人において作成＞  
※各学校のシートを一つのexcelファイルにまとめて提出ください。
- ・交付申請予定額一覧＜都道府県において作成＞

なお、別添1（様式1－8）は交付申請書の別添となるため、学校単位で作成してください。

（例えば、同一法人内の中学校と高等学校が同一事業に申請を希望する場合、それぞれ中学校及び高等学校ごとに様式を作成してください。）。

### 3. 提出方法及び期限

- ・提出方法：下記の指定URLへファイル（excel）をアップロードしてください。

私立高等学校等：<https://mext.ent.box.com/f/bf319fabd49d4204adb47325d4be0987>

専修学校（高等課程）：<https://mext.ent.box.com/f/11d4f36004cc49ffac974fd93a982bb4>

※アップロードの際は、提出ファイルをまとめて圧縮ファイルにはせず、個別ファイルの形で複数ファイルをアップロードするようにしてください。

※アップロード後、その旨を以下のメールアドレス宛に、メールにて御報告ください。報告いただく際のメールの件名は「（格納報告）【都道府県番号・都道府県名】学校保健特別対策事業費補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）に係る事業計画書」としていただき、メール本文はなくても差し支えございません。

※アップロード先リンクにうまくアクセスできない、アクセスできるものうまくアップロードできない、といった不具合がある場合については、以下のメールアドレス宛に、メールにて御提出ください。なお、学校種ごとに担当が分かりますので宛先に御注意ください。

私立高等学校等：[sigakujo@mext.go.jp](mailto:sigakujo@mext.go.jp)

専修学校（高等課程）：[syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)

- ・提出期限：令和5年2月6日（月）15:00

#### 4. 注意事項

- ・令和4年度内に事業を完了することが原則となりますが、申請後に生じたやむを得ない事情により年度内に事業完了が困難な場合は、各都道府県において各地方財務局と調整の上、繰り越し手続きを行ってください。  
なお、文部科学省において翌年度への繰り越し手続きを完了したものは、補助上限額まで交付決定を受けていない私立学校向けに令和5年度における交付申請を受け付ける予定です。
- ・別添2の「感染症流行下における学校教育活動体制整備事業実施要領（案）」3.（4）において、（ア）に係る経費については、学校で感染者等が発生し、当該校において実際に対応が必要となった後に追加交付を行うものとしておりますが、（イ）に係る経費と同時に交付決定を行う予定としていますので、今回の事業計画書は（ア）に係る経費も含めてご提出ください。（交付申請時も同様とする予定。）
- ・事業計画書（別添1（様式1－8））における児童生徒数については、令和4年度学校基本調査へ報告した数と一致させてください。

#### 5. 今後の予定

2月上旬～中旬	交付申請書提出
3月上旬	交付決定
令和5年4月以降	事業計画書等提出（繰越予算分）
	交付申請書提出（繰越予算分）
	交付決定（繰越予算分）